

定額複利預金

令和3年3月22日現在

商 品 名	・ 定額複利預金（はましん定額複利預金）
販 売 対 象	・ 個人のみ
期 間	・ 最長5年、（据置期間6か月） ・ 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の6か月経過後から5年までの任意の日を指定できます。 ただし、満期日の指定は1か月前までに必要です。 ・ 最長預入期限を満期日とする自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いとなります。
預 入 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	・ 一括預入 ・ 1,000円以上1,000万円未満 ・ 1円単位
払 戻 方 法	・ 一部引出し * 据置期間（6か月）経過後であれば、10,000円以上10,000円単位でいつでも何回でも可能とします。 * 一部引出し後の残高には預入時の利率をそのまま適用します。 ただし、預入日の金額が300万円以上で一部払出後、300万円未満となった場合は、その時点から預入日の300万円未満の利率に変更となります。 ・ 満期日以後に一括して払戻します。
利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法	・ 固定金利 ・ 契約時の店頭表示の利率を約定利率とし満期日まで適用します。 ・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、6か月毎に複利計算します。
税 金	・ 利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
手 数 料	_____

付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の5年の約定利率に0.5%上乗せした利率) マル優の取扱いができる場合がありますので、窓口でご確認ください。
中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 原則として満期日前に解約することはできません。 預入日から6か月未満で解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います。
金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利はホームページでご確認いただくか、店頭備え付けの金利表示ボードもしくは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 別表(※)のとおり受付けております。 ※ 別表「苦情・紛争等の受付窓口」
その他参考と なる事項	<ul style="list-style-type: none"> 自動継続、証書式での取り扱いとなります。 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 預金保険制度の対象預金となります。 預金保険によって、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。なお、当金庫に複数の口座がある場合は、元本を合計して元本1,000万円までとその利息が対象となります。 ただし、元本の合計には決済用預金(当座預金、無利息型普通預金)は含まれません。